

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 13 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730067

研究課題名(和文)平成16年及び平成22年の公訴時効制度改正の意義

研究課題名(英文)Reconsideration of criminal statute of limitations reform in 2004 and 2010.

研究代表者

原田 和往 (Harada, Kazuyuki)

岡山大学・社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：20409725

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円、(間接経費) 360,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、まず、(1)平成16年改正及び平成22年改正を推進した議論において公訴時効制度が如何なる制度として捉えられたのかを分析した上で、(2)公訴時効が廃止された犯罪について、公訴時効に代わる個別の対応措置を構築する必要性の有無及びその具体的内容について検討を加えた。その結果、特に、証拠の散逸について個別に対応する必要があることが明らかになるとともに、その具体的な対応の方向性を見定めることができた。

研究成果の概要(英文)：Over the last decade, the statute of limitations for serious offenses has been the subject of controversy. In this research, I first examine the proponents of the reform act of 2004 and 2010, to demonstrate that even proponents of the abolition of the limitations will not deny the need for dealing with the problem of missing or lost evidence. Based on this recognition, follow the legal discussions in the United States about the lost evidence problem, and analyze the variety of tools employed to address this problem. In doing so I get a suggestion about the solution in Japan.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：刑事法学

キーワード：刑事訴訟法 公訴時効 迅速な裁判

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、平成 16 年改正及び平成 22 年改正の評価を目的とするものではなく、これらの改正を経た現状の法制度を前提としつつ、今後、公訴時効が廃止された犯罪の刑事手続において、訴追まで長期間が経過している場合に、時の経過に伴う弊害に個別に対処する必要性の有無、及びその理論的根拠を検討することを目的としている。

殺人罪等の公訴時効廃止という改正の契機となった法務省の報告書では、同制度の趣旨は、わが国の伝統的な学説と同様、時の経過に伴う処罰の必要性の減少(犯罪の社会的影響の微弱化)、訴訟の実現可能性の消滅(証拠の散逸)に求められている。その上で、殺人罪等の重大犯罪については、これらの趣旨は妥当しいのではないかと、との検討結果が示されていた。この点、そもそも、証拠の散逸や犯罪の影響の微弱化は、時の経過により必ず生じるとは限らないだけでなく、証拠が散逸し、処罰の必要性もなくなるのであれば、公訴時効制度がなくとも検察官は訴追しないと考えられるため、伝統的な学説による場合、同制度は存在意義の乏しいものと言わざるを得ない。それゆえ、公訴時効の一部廃止自体は、理論的には首肯しうる。

(2) 問題は、「制度の趣旨が妥当しい」ということの意義である。論者の中には、「一定の重大犯罪については一律に時効を廃止する」というのであれば、……そのような罪については、類型的な判断としても、……公訴時効の存在理由があてはまらないといえる必要がある」と指摘するものがある。仮に、平成 22 年改正がこの観点によるものであるならば、公訴時効が廃止された重大犯罪について、今後、訴追まで長期間が経過している事案が会ったとしても、時の経過に伴う弊害に個別に対処する必要性はない、ということになる。

これに対し、制度趣旨が全ての場合に妥当すると擬製し、訴追・処罰に対する時間的な制限を画一的に設けることが適切ではない、との立場から、廃止が進められた可能性もある。この場合には、公訴時効が廃止された犯罪においても、事案毎に対応の検討が求められることになる。

2. 研究の目的

時の経過を基準に一律に犯罪の訴追・処罰を不能とする公訴時効の制度は、日本において長い歴史を有しているが、近年、2 度の大規模な改正が行われ、現在では、殺人罪等の重大犯罪について廃止されるに至っている。本研究は、この平成 16 年及び平成 22 年に行われた法改正を推進した議論において、同制度が如何なるものとして捉えられているのかを明らかにすることが目的である。これにより、今後、公訴時効が廃止された犯罪の刑事手続において、訴追まで長期間が経過している場合に、時の経過に伴う弊害に個別に対

処する必要性の有無、及びその理論的根拠を検討することを目指すものである。

3. 研究の方法

本研究は、(1) 平成 16 年改正及び平成 22 年改正において公訴時効制度が如何なる制度として捉えられているかを明らかにした上で、(2) 公訴時効が廃止された類型の犯罪について、公訴時効に代わる個別の対応策を構築することを目的とする。これを達成するため、具体的には以下の方法による。

まず、(1)との関係で、平成 16 年及び平成 22 年改正を推進した議論を分析するための視座を構築し、この視座を活用し、両改正に関する法制審議会及び衆参両院の法務委員会の議事録を分析する。次に、公訴時効に代わる個別の対応策の中心となり得る憲法 37 条 1 項の迅速な裁判を受ける権利をめぐる日本の従前の議論の整理・分析し、この分析結果に、アメリカ法を対象としたこれまでの比較法研究で得られた知見を加味し、公訴時効に代わる個別の対応策の構築を試みる

4. 研究成果

(1) 初年度にあたる平成 23 年度は、民法学における二つの時効観に倣って分析の視座を構築し、これを用いて、近時の公訴時効制度の改正に関する法制審議会の議論等を分析した。

平成 22 年の法改正は、犯罪被害者・国民から公訴時効制度の正当性自体が問われている、として見直しの議論が始まり、その結果、国民の正義観念に反するとして、制度の一部が廃止されるに至ったものである。この点、民法の時効に対しては、古くから、非道徳的な制度であると同様の批判が向けられているところであるが、この批判は、民法の時効制度が「非弁済者・非所有者(無権利者)」を保護する機能を有していることに端を発している。この批判を踏まえた上で、民法の時効制度の存在理由については、「無権利者の保護を積極的に認める立場」と、「権利者の保護こそが制度の目的であり、無権利者が保護されるのは制度上やむを得ぬ副作用である」とする立場とが、対立してきたといえる。この民法の時効理論における「無権利者の保護」と「権利者の保護」という二つの時効観に倣って、近年の公訴時効制度の改正に関する議論を分析したところ、「被疑者・被告人」に関する事情(例えば、訴追されていないという事実状態の尊重、有利な証拠の散逸)と、「犯人」に関する事情(例えば、犯人の反省・悔悟、処罰されていないという事実状態の尊重、有罪証拠の散逸)との区別が充分には意識されないままに、議論が展開されてきたことが判明した。そして、その結果として、法改正の是非をめぐる議論においては、証拠の散逸等を理由に被疑者・被告人の保護の必要性を主張する説に対して、犯人

が長期間処罰されていないという事実状態は法的保護に値しない、という批判が向けられる等、それぞれが異なる時効観に立っているために、議論が噛み合っていない場合があることが判明した。

(2)平成24年度は、時の経過に伴う弊害から被疑者の防御権を保護する手段となると考えられる、憲法37条1項の迅速裁判条項に関して、従来の議論の整理・分析を行った。

分析の結果、公訴時効制度との間に趣旨・目的の共通性を認めるか、また、共通性を認めるとして、当該制度による保護で足りるとみるか、という2つが、同条項による保護の在り方をめぐる議論の争点となることわかった。

まず、防御権の保護は制度の目的ではないとして、共通性を否定する場合、公訴時効の有無は、迅速裁判条項の適用範囲に直接影響するものではなく、迅速裁判条項の公訴提起前の段階への適用の可否は、公訴時効制度の在り方とは独立して議論されるべき問題ということになる。

これに対し、両者に共通性を認める場合、公訴時効による保護に対する評価によって立場が分かれる。例えば、当該制度による対応で足りるとみるならば、「犯罪行為が終わったときから公訴提起に至るまでの間における被疑者の受くべき一般的不利益については、既に公訴時効制度によりこれを償っている。したがって、所論の迅速裁判条項の精神を被告人たる以前の段階に推及するとしても、それは当該被疑者に対し逮捕その他の強制捜査が開始された後に限られる」(福岡高判昭57・9・6)として、条項の適用範囲は制限されることになる。

他方、「公訴提起の遅延は公訴時効制度によつても防止することができ、それ自体極めて有効・強力な制度的保障であるけれども、公訴時効は法定期間の経過により、画一的に公訴権を消滅させるものであつて、いわば最少限の遅延防止を形式的に保障するに止まり、公訴提起の遅延を実質的に防止するためには、なお不十分な制度である」(熊本地判昭54・3・22)として、その対応は十分ではないとみるならば、前者の存在によって一律に後者の適用範囲が制限されることにはならない。この議論枠組みを抽出できたことが平成24年度の成果である。

(3)最終年度は、時の経過による証拠散逸について、公訴時効に代わる個別の対応措置の構築を目的として研究を実施した。まず、アメリカ法における適正手続条項に関する議論、特に、被告人が、捜査・訴追の遅延あるいは、証拠物の不適切な管理等の捜査・訴追機関側の事情による証拠の散逸を主張した場合の法的対応に関する議論の現況を確認し、あり得る対応及びその論的根拠等进行分析した。その結果、以下の知見を得た。

当該問題領域に関する議論は、大別すれば、適正手続条項違反が認められるのは、捜

査・訴追機関の悪意(bad faith)が証明された場合に限られる、とする立場と、悪意は必須の要件ではなく、違反に係る判断は、証拠の種類、原因とされる行為の態様、公判で利用可能な証拠を総体的に捉えた場合の当該証拠の重要性などの諸事情を考慮する比較衡量によるべきとの立場とに分かれ、展開されている。

以上の比較法的知見をもとに、近時の公訴時効制度改正をめぐる議論における、証拠散逸という事態に対する評価を分析しながら、わが国の現状に適用可能な部分を選別し、個別対応策の試論を構築した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3件)

原田和往, 迅速裁判条項に関する判例法理の初期展開, 岡山大学法学会雑誌, 査読無, 61巻3号, 2012, 1-41

原田和往, 迅速裁判条項の保護利益に関する判例法理の2つの潮流, 岡山大学法学会雑誌, 査読無, 62巻4号, 2013, 47-83

原田和往, 犯行時少年であった被告人の不起訴処分とされた事件に対する成人後の公訴提起, 法学教室別冊付録・判例セレクト2013 [], 査読無, 402号, 2014, 37

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計1件)

原田和往, 成文堂, 『歴史的』証明について』『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集[下巻]』, 2014, 22(603-624)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

原田和往 (HARADA KAZUYUKI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：20409725

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：